

公立大学の意義：過去から未来へ

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪市立大学大学史資料室 公開日: 2021-10-26 キーワード: 作成者: 吉川, 卓治 メールアドレス: 所属: 名古屋大学
URL	https://doi.org/10.24544/ocu.20211026-004

Title	公立大学の意義：過去から未来へ
Author	吉川, 卓治
Citation	大阪市立大学史紀要. 13 巻, p.4-14.
Issue Date	2021-08-31
ISSN	1884-3522
Type	Article
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学大学史資料室
Description	
DOI	10.24544/ocu.20211026-004

Placed on: Osaka City University

公立大学の意義

—過去から未来へ—

吉川卓治

はじめに

本報告は、戦前から現在に至るまでの公立大学の歴史をたどり、それをもとに未来に向けて公立大学の意義を考えようとするものである。

2011（平成23）年12月に開催された大阪市立大学でのシンポジウムの基調講演を行なった寺崎昌男はそのまとめにおいて、「『都市』の問題は『地域』の中にイコールで入らないのではないか、という気がいたします」と問題を提起し、その含意を「都市化という問題と、地域の存在という問題とは違う事柄だからです」と説明した⁽¹⁾。この問題提起は、公立大学がよって立つべき「都市」あるいは「地域」というものを自明視するのではなく、そのあり方自体を俎上にあげることの重要性を示唆した発言ととらえることができる。

この問題提起を報告者なりに受けとめ、ここでは公立大学にとっての「地域」を仮説的に次の三つの次元に分けて考えていきたい。

第一は「設置者としての地域」である。これは都道府県や市町村や地方自治体、さらにはいえばその行政機関である地方政府を意味している。ただし、1980年代以降になると一部事務組合方式や広域連合方式が登場するなど、一口に公立大学といっても設置者が多様化し、さらに2003年からは地方独立行政法人法による公立大学法人も創設されていることに留意する必要がある⁽²⁾。

第二は「設置区域としての地域」である。ここでは端的に「設置者である地方自治体の納税者が居住する地理的範囲」としておきたい。ただし、一つ注意しておきたいのは、この「設置区域としての地域」が決して固定的なものではないということである。というのはそれ自体、人口が増えたり、面積も合併などにより広がったりするなど性質や範囲が変化するとい

(1) 寺崎昌男「大学と『地域』『都市』—そのつながりをたどる」（『大阪市立大学史紀要』第5号、2012年）48ページ。同報告は後に、寺崎昌男『大学再生への構想力—大学自らの総合力Ⅱ』東信堂、2015年、に所収。

(2) 2019（令和元）年5月1日現在、全93公立大学のうち82の大学が公立大学法人（法人数は75）となっており、公立大学の約88パーセントが公立大学法人のもとで設置・経営されている（https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kouritsu/index.htm 2021年2月23日閲覧）。

うことがあるからである⁽³⁾。

第三は「設置場所としての地域」である。この場合の「地域」は「公立大学がまさに設置される／されている場所（立地）」を指す。設置区域の外に設置されることもまったくないわけではないが⁽⁴⁾、公立大学は多くの場合「設置区域としての地域」内に設置される。設置区域内のどこに公立大学を設置するのか、ということは大学に対する期待と密接にかかわっているように思われる。

本報告では以上のような三つの次元で地域をとらえておきたい。

1 公立大学の誕生

(1) 大学令の制定

まずは公立大学誕生の歴史を振り返っておきたい。官立の総合大学である帝国大学以外に公立や私立の大学が認められるようになったのは、よく知られているように、1918 (大正 7) 年 12 月に大学令が制定されたことによる。そこから関係する条文を抜き出すと次のようになる。

第四条 大学ハ帝国大学其ノ他官立ノモノノ外、本令ノ規定ニ依リ公立又ハ私立ト為スコトヲ得

第五条 公立大学ハ特別ノ必要アル場合ニ於テ北海道及府県ニ限り之ヲ設立スルコトヲ得

第八条 公立及私立ノ大学ノ設立廃止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ、学部ノ設置廃止亦同シ前項ノ認可ハ文部大臣ニ於テ勅裁ヲ請フヘシ

大学令によって、従来からの帝国大学に加えて公立大学も私立大学とともに大学として認められることになった。このことはもちろんよく知られているが、少しだけ付け加えておきたいことがある⁽⁵⁾。

一つは、政府が当時、公私立専門学校で盛んに展開されていた大学昇格運動に押されて公私立大学を「しぶしぶ」認めることにしたとよくいわれているが、そうではなかったのでは

(3) 大阪市についていえば、1950年には196万人、185.17km²だったが、50年後の2000年には260万人、220.45km²となった。人口も面積も顕著に増加した。なお、人口は必ずしも増加するばかりではないし、また増えたとしてもその地域内では一方で人口の偏在による過疎過密が生じているかもしれないということもあわせて指摘しておきたい。重要なのは、人口の多寡や変化がその地域の性質に大きなかわりをもっているということである。

(4) 例えば短期大学の事例だが、名古屋市立保育短期大学（現名古屋市立大学）は名古屋市に隣接する尾張旭市に設置されていた。

(5) 以下、戦前における公立大学の歴史についての記述は、基本的に吉川卓治『公立大学の誕生—近代日本の大学と地域』名古屋大学出版会、2010年、に依拠している。

ないか、ということである。もちろん政府が公私立専門学校に迎合して大学令を制定したなどというつもりはない。ただ当時は、人類史上初の総力戦といわれる第一次世界大戦の終結直後にあたり、科学振興が要請されはじめた時期だったということなどを踏まえる必要があると考える。科学振興に資する大学というものを国家が自ら設置しなくとも、民間や自治体が設置してくれるというのはむしろ歓迎すべきことだったといえるのではないだろうか。

では、だとすれば二つ目として、大学令第5条に「公立大学ハ特別ノ必要アル場合ニ於テ北海道及府県ニ限り之ヲ設立スルコトヲ得」というように、「特別ノ必要アル場合」にだけ、しかも市町村にそれを認めなかったのはどういう理由からだろうか。これも科学振興の裏返しということで説明がつく。すなわち、高度な学術研究を進めるには施設や設備を整備することが不可欠であり、それには少なからぬ費用がかかるからで、財政的に困窮している県や財政規模の小さな市町村などの自治体がむやみに大学をつくることに対しては、歯止めをかける必要があったから、とみることができる。

(2) 大阪医科大学の設立とその理念

大学令が制定されると、翌1919(大正8)年には大阪府立の大阪医科大学が初めての公立大学として誕生した。これは専門学校だった府立大阪医科大学(名称のみ「大学」と認められていた)を前身にしたもので、学長に就任したのは佐多愛彦(1871~1950年)という医学者だった。彼は府立大阪医科大学の淵源である大阪医学校の時代から勤めており、この学校を大学とすることを悲願としていた。

じつはもともと文部省が公私立大学を認める政策の検討に入った契機の一つには、この佐多が発表した医師養成制度改革に関する意見があった。佐多は「医育統一論」に関する主張を1902(明治35)年1月の医学総合雑誌『医海時報』に発表した。「医育統一論」とは簡単にいうならば、人の命の重さに軽重はないのだから、その命を扱う医師を養成すべき教育機関はどれも同一の水準でなければならないというものだった。

よく知られているように当時、医師免許を取得するには三つのルートがあった。一つ目は帝国大学(医科大学=医学部)を卒業すること、二つ目は医学専門学校を卒業すること、三つ目は医術開業試験に合格することだった。1906年に医師法が制定され、10年後の1916年には医術開業試験が廃止されることになったが、大学卒と専門学校卒という二種類のルートはそのまま残されることになった。どちらも修業年限は原則4年だったが、入学資格が異なっていた。大学が中学校卒業後に修業年限3年の高等学校を経て入学するものだったのに対して、専門学校には中学校卒業後すぐに入ることができた。当然のことながら、大学卒業と専門学校卒業とでは医師の知識・技能の面で格差が生じるようになっていた。このため、医師養成を大学に統一すべきだ、というのが佐多の主張だった。文部省はこれを1909年頃に受け入れて検討課題に位置づけることになった。

ところで、佐多は1912年7月から1913年6月にかけて大阪府の資金を得て世界各地の

大学や研究所、病院を視察した。訪問先は、ドイツのベルリン大学をはじめ、ミュンヘン大学、ウィーン大学、イタリアのボローニャ大学、オランダのアムステルダム大学、ライデン大学、イギリスのオックスフォード大学、ケンブリッジ大学、エジンバラ大学、アメリカのハーバード大学、イエール大学、ジョンズホプキンス大学、シカゴ大学など 100 あまりに及んだ。そのなかで佐多がもっとも注目したのが「一等国の小大学」だった。医学専門学校を大学に昇格させると莫大な運営費用がかかるようになるのではないかと批判する大学昇格反対論者に対して、一等国にも大きな費用のかからない小さな大学があることを示すことで、そうした批判をかわす狙いがあったと考えられる。佐多は折しもドイツのフランクフルトで展開されていた、市立高等商業学校を大学に昇格させようとする大学設立運動を目の当たりにし、この運動が「堅実にして確信ある市民の間」から起こっていることなどに注目した。

佐多は、1920年2月5日に大阪市中之島中央公会堂で開催された大阪医科大学昇格記念の学術講演会で次のようなとても印象的な講演をしている。すなわち、初めての公立大学として認められたこの大阪医科大学こそが、「旧大学」である帝国大学の「官立主義」に対する「民衆擁立主義」、「総合的劃一主義」に対する「単科的特色主義」、「官権的伝統的精神」に対する「平民的実用的精神」を「標幟」として掲げる「新大学」である。そして、「研究ノ自由ヲ信条トシテ科学的精神ヲ樹立シ学問ノ利用厚生主義ヲ標榜シテ大学ノ社会的活動ヲ奨励シ研究ニモ教授ニモ思想ノ樹立ニモ宣伝ニモ大ニ大学ヲ開放シテ自由開闢ノ天地トシ大都会ノ全機関ヲ利用シテ研究ヲ行ヒ、而シテ都市ノ新天地ニ向テ其信条ヲ鼓吹シテ其特色ヲ發揮セント期スルモノナリ」と。

このように佐多は、大阪医科大学を帝国大学と対照させてその特徴を明瞭に押さえたうえで、大学と都市との関連について論じたのである。このうち大学と都市との関わりについては、佐多はすでに1915年10月の講演で「大学は実に一切の文明的設備を指導し統率するの中心にして、都市発達の文明的機運と関連」していると述べ、また大学昇格を目指していた府立大阪医科大学が「努めて実社会と接近して其教訓を受け亦学問の効果を実際に及ぼさんことを期」し「真理の研究、学理の開発に拠りて大阪の文化を推進」することを目的としていると主張していた。佐多は大学というものと都市との結びつきを重視し、また研究と実践との相互関係を樹立しようと考えていたのである。

実際に佐多は大阪医科大学の内容に大学と都市との相互関係を実践的に駆動させるための経路を意識的に取り入れていた。そのことをよく示しているのが、大阪医科大学の学科課程のなかに随意科目として、当時の他の医科大学や医学部には見当たらない「労働生理学」と「衛生学視察」という科目を組み込んだことである。佐多は「大阪府市ノ大発展」にともなう「法医的、社会的、労働的ノ諸問題益々勃興シテ医学的研究ヲ促シ其好資料トナルコト愈々繁多ナリ」と述べており、都市化しつつあった「大阪府市」にこれらの科目の教育・研究を通じて貢献しようとしていたことがわかる。

その一方で、本報告の初めに述べた地域の三区分に即して整理するならば、大阪医科大学の設置者は大阪府であり、「設置区域としての地域」は大阪府となるのに対して、佐多の視野は設置場所（立地）である大阪市に限定されていた。しかし、大阪府内には都市化の進む大阪市の周辺部に農村地帯が広がっていた。このことを踏まえるならば、大学と都市との結びつきを強調する佐多の唱える公立大学の理念には設置区域と設置場所との関係において、さしあたり「ズレ」があったといわざるをえない⁽⁶⁾。

2 大阪商科大学の設立

(1) 大阪市立高等商業学校の昇格運動と大学令の改正

さて、大阪医科大学を皮切りに、愛知県（1920年）、京都府（1921年）、熊本県（1922年）に府県立の医科大学が次々と設置された。またこの間、神戸高等商業学校や大阪高等工業学校などの官立の実業専門学校を中心に大学昇格運動が展開されるようになった。そうした動きに刺激を受けて、大阪市立高等商業学校でも1920（大正9）年頃から生徒たちが中心となって昇格運動が開始された。

ところが、大阪市立高等商業学校が大学になるために越えなければならないハードルは、官立の高等商業学校に比べて極めて高いものだった。すでに述べたように大学令が大学の設置を「市」には認めていなかったからである。一般には、大阪市立高等商業学校の昇格運動は最初から市立大学を目指して展開していたように理解されているが、それは必ずしも正しいものではない。というのは、同校の生徒たちは、勅令改正の困難さをよくわかっていて、勅令が改正されて市立大学として昇格が認められればもちろんいうことはないのだけれども、それが無理なら寄附金を募り、それを大学令が規定する「基本金」として私立大学として昇格させるつもりだ、などと新聞などで公言していたからである⁽⁷⁾。

しかし、その後は次第に市立大学への昇格という目標が明確なものとなっていく。1921年に入って大阪市立高等商業学校の同窓会が市立大学としての昇格を求める意向を示し、大学当局もこれに同意して、1922年10月には「市立大阪商科大学設立ニ就イテ」と題する趣意書が作成された。そこには、大阪市には商業教育への強い要求がある、研究資料が豊富に

(6) 「さしあたり」とやや留保したのは、第一に地域の可変性を踏まえるならば、佐多が都市化のもたらす社会的・医学的問題を大阪府内全域で今後発生しうる問題として捉えていたかもしれないからである。いずれにしてもこの点は今後さらに追究されるべき課題だと考えられる。

(7) 例えば、1919年12月5日の『大阪毎日新聞』には、昇格運動に取り組んでいた実行委員の生徒の一人が大学令で「官公私立の大学とある中には市立を含まぬと文部省で決定したので黙認する事が出来なくなつたのです。今後は時宜に依つては演説会や大示威運動を行ひ目的の貫徹を期し聴かれなければ廃校して同窓生の寄附金により財団法人の私立学校にして昇格を要求する方針です」と述べていたと伝える記事がある。

ある、あるいは大阪市はこれまで市立高等商業学校を運営してきた実績があるといったことが書かれていた。しかしながら、それ以上には、なぜその大学を「市立」として設置するのか、ということについては十分に説得的な理由は示されていなかった。このような問題はあったけれども、大阪市会も1922年には市立大学への昇格の方針を決定した。このことは、勅令改正を政府に求め、そのうえで市立大学とすることについての合意が地域の諸集団によって形成されたことを意味している。

とはいえ、この地域的合意はかならずしも盤石なものではなかった。1925年10月、当時枢密院議長の職にあった穂積陳重が来阪し、その歓迎会の席上、「山紫水明」の地に大学を作ってきたイギリスの近年の停滞状況を指摘して、都市にこそ国立の総合大学を立てるべきだと唱えると⁽⁸⁾、このことは大きな反響を呼び、同年12月には大阪府会が「国立総合大学設置ニ関スル意見書」を府知事、内務大臣および文部大臣に提出した。さらに1927（昭和2）年3月には、大阪市長関一が創設した大阪都市協会の機関誌『大大阪』第3巻第3号に「大阪には商科大学の必要はあるまい」と主張する大阪高等学校長の野田義夫や、「商大よりも総合大学」と題した関西大学教授の宮島綱男のコラムが掲載された。総合大学と市立大学とが競合関係とみなされていたことがうかがえる。

そうしたなか、大阪市立高等商業学校の同窓会のメンバーが中心となって政府への直接的な働きかけを強めた。その結果、1926年7月になって岡田良平文部大臣が大学令第5条の改正を政府の教育諮問機関である文政審議会に提出することを確約し、同審議会での承認を経て「市」が加えられることになった。こうしていよいよ、1928年、大阪市に市立の大阪商科大学が設置されるに至ったのである。

（2）関一の公立大学理念

ところで、大阪商科大学への昇格といえば、当時大阪市長を務めていた関一（1873～1935年）の「市立大学論」はあまりに有名である。そこには、「大阪市を背景とした学問の創造」という非常によく知られた考えが示されている。ここでは関の「市立大学論」に関して二つの点を指摘しておきたい。

一つ目は、関の日記によれば、「市立大学論」が書き上げられたのが1926（大正15）年11月14日だったということである⁽⁹⁾。先に確認した昇格運動の過程に位置づけるならば、生徒や教員、同窓会、市会などで市立大学への昇格に向けての合意が形成された後のことで

(8) 穂積は、「今後の文明はいはゆる文質彬々、両々相並び、空が石炭の煙のために曇る内に、大学が学問のために建つて居るといふことは、真に帝国のために大事なことである…その〔大阪の〕土地に何ゆゑ政府が国費をもつて総合大学を建てないか」などと述べた（「煤煙の大阪に総合大学を建てよ」『大阪毎日新聞』1925年10月23日・24日）。

(9) この論稿は、1926年11月16日に開催された有恒倶楽部での講演のために執筆されたものだった。それが「市立大学に就て」と題されて1927年5月に刊行された『大大阪』第3巻第5号に掲載された。

あり、さらに大阪府などから市立大学設立論と競合する（国立）総合大学設立論が出されてきた時期に書かれたものだったということが指摘できる。このことは関の「市立大学論」の解釈・位置づけに重要な意味をもつ。すなわち、関の「市立大学論」が地域の合意形成の過程には間に合わなかった、つまり大阪市立高等商業学校の大学昇格運動を先導する理念ではなかったことをまずは意味しているということである。

と同時に、さらに重要なのは関の大学論が大阪府などから強まっていた（国立）総合大学設立論に対して、「いや市立大学も重要なのだ」、なぜなら…、ということ強くアピールするものだったということである。というのは、すでに触れたように、大阪市立高等商業学校の同窓会などが発表した趣意書「市立大阪商科大学設立ニ就イテ」では、なぜ市立大学として設置するのか、という疑問に対して必ずしも十分な回答を提示することができていなかった。それだけに「大阪市を背景とした学問の創造がなければならない」という考え方がより正面に出てきたのだと考えられるからである。

そして二つ目に指摘できるのは「市立大学論」が前述した佐多愛彦の大学論、とくに大学と都市との関連に言及した部分を発展的に引き継ぐ内容になっていたことである。直接参照したという証拠は今のところ見当たらないが、関の日記をみると、彼が先に述べた佐多の講演会にも出席し、その他の場での交流もあったことがわかる。ただし、佐多が自治体というものにあまり関心をもっていなかったとみられるのに対して、関は専門的観点から自治体としての都市をかなり重視していた。また佐多においては大阪医科大学が「設置区域としての地域」である大阪府全体を視野に入れる考え方を必ずしももっていたわけではなかったという難点があったが、関の「市立大学論」ではその点の齟齬は克服されていたということも指摘できる。

3 戦後の公立大学

(1) 敗戦直後の増設

戦前、大学令のもとで作られた公立大学は大阪商科大学を含め結局5校にとどまった。しかも、そのうち3校は1930（昭和5）年前後に官立に移管され、1945年時点では大阪商科大学と京都府立医科大学の2校になっていた。しかし、戦後になると、まず1946年4月に兵庫県立医科大学が設置されて公立大学は3校となり、1947年には5月に県立鹿児島医科大学、6月に福島県立医科大学、岐阜県立医科大学、大阪市立医科大学、7月に横浜医科大学、名古屋女子医科大学、山口県立医科大学が加わって10校となった。さらに1948年には、2月に三重県立医科大学、奈良県立医科大学、和歌山県立医科大学、3月に広島県立医科大学が設置されて14校となった。

これらの公立医科大学はいずれも大学令に根拠をもついわゆる旧制大学だった。敗戦直後の時期につくられた旧制大学のほとんどは戦時中に設置された医学専門学校を前身としてい

た⁽¹⁰⁾。公立の医学専門学校は「医育統一」の方針を無視して戦時中 20 校も設置されたのだが、これらはよくいわれるように軍部の無理強いによって帝国大学や医科大学に設置された臨時附属医学専門部とは異なり、軍医の速成を直接の目的としたわけではなかった。むしろ医師が軍医として駆り出されたために手薄となった医療体制の立て直しや、「地方病」への対応という「設置区域としての地域」の切実な要請をうけて作られた学校だった⁽¹¹⁾。

旧制大学は戦後しばらくのあいだ新制大学（大学令を根拠とする旧制大学に対して 1947 年に制定された学校教育法を根拠とする）と併存したが、移行期間を経てすべて廃止となり、やがて新制大学だけとなっていった。初めての新制の公立大学は 1948 年に兵庫県が設置した神戸商科大学だった。それから 1949 年に 18 校、1950 年には 26 校と増加していく。この頃、国立大学は 70 校ほど、私立は 100 校ほどになっていたのだから、増設したのは公立大学だけではなかったけれども、戦前に比べて大きく数を増やしたということができる。

（2）1980 年代後半以降における増加の背景

図 1 は 1948（昭和 23）年から 2019（令和元）年までの設置者別の大学数の推移を示したものである。一見してわかるように、戦後の大学増加の主役は私立大学だった。私立大学の数は 1960 年代と 1980 年代から 2000 年代前半にかけて大きく増えた。これに対して、公立大学は 1950 年代から 1980 年代半ば頃まではほとんど増えなかった。しかし、公立大学はそれ以後、増加を開始した。1985 年に 34 校だった公立大学は 1990（平成 2）年に 39 校、1995 年に 52 校、2000 年に 72 校、2005 年に 86 校、翌年には国立大学を追い越し、そして 2010 年には 95 校となったのである。

公立大学が増加した背景には何があったのだろうか⁽¹²⁾。

一つには 1986 年度から 1992 年度までの 18 歳人口の急増を見据えての、高等教育機会の均等化を図ろうとする動きがあった。1977 年の「第三次全国総合開発計画」（三全総）では人口の大都市集中が問題視されていたが、そこでは「大学進学機会及び進学者の経済的負担等」で地域的不均衡が生み出されていると指摘されていた。すでに 1960 年前後から大都市圏の既成市街地での大学の新增設は抑制されていたが、それが継続される一方、地方都市の

(10) 敗戦後、文部省は医学教育水準の向上を強く求める占領軍（GHQ/SCAP）との協議を受けて（医学）専門学校ごとに組織や規模を審査したうえで、昇格可能なものからひとまず旧制大学に昇格させることにした。こうして医学専門学校からの昇格が認められて設置された旧制の医科大学や医学部は、その後改めて審査を受けて新制大学として認められていった（吉川卓治「戦後改革期特設高等学校の研究」『日本教育史研究』第 38 号、2019 年）。

(11) 吉川卓治「総力戦体制下における高等教育機関の設置と地域—公立医学専門学校に注目して—」『大学史研究』第 26 号、2017 年。

(12) この点については、高橋寛人『20 世紀日本の公立大学—地域はなぜ大学を必要とするか—』日本図書センター、2009 年、第 5 章を参考にしている。

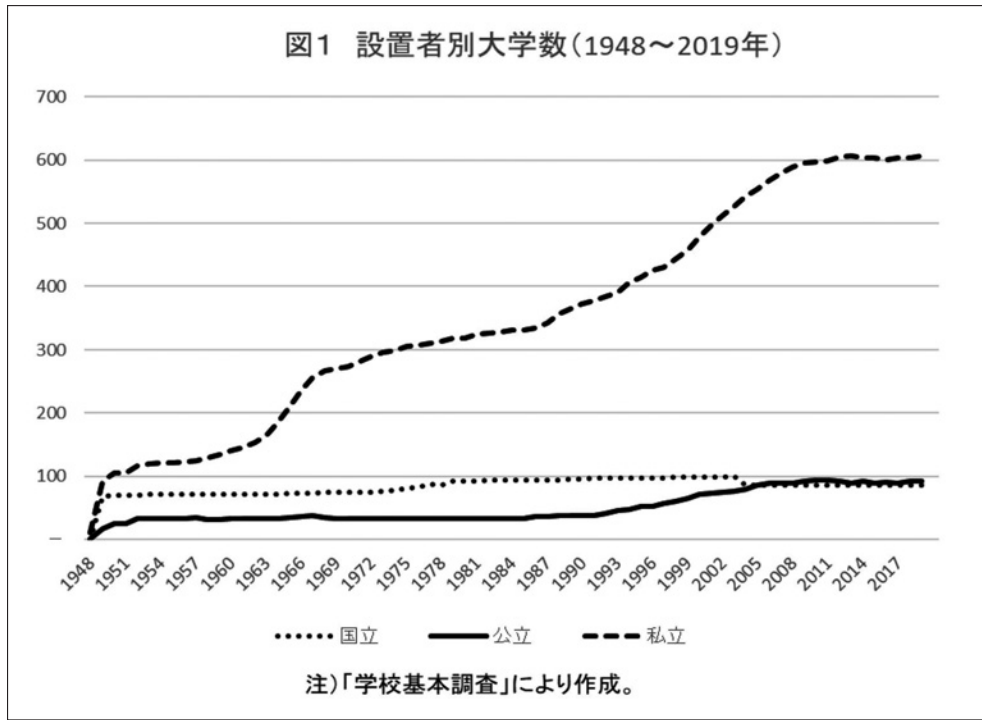


図1 設置者別の大学数

都市基盤と一体的な大学の整備が提唱されることになったのである。国土庁内でも検討が進められ、公立大学の積極的立地推進が施策に掲げられることになった。

二つ目に指摘できるのは地域の産業振興を目的とした大学活用策が提唱されるようになってきたことである。1987年に閣議決定された「第四次全国総合開発計画」(四全総)では、大都市圏での大学新增設の抑制が継続する一方、1983年に制定されていた「高度技術工業集積地域開発促進法」(テクノポリス法)を踏まえて、「産学住の一体的整備を図るテクノポリスの整備」が盛り込まれた。さらに1998年に閣議決定された「21世紀の国土グランドデザイン—地域の自立の促進と美しい国土の創造」でも地方の中核拠点都市圏での研究学園都市やリサーチパークの整備、研究開発を担う人材の育成を図るための大学等の充実と地域企業との連携強化がうたわれた。

実際、こうした政策を反映して、1991年から2000年までの10年間に35校もの新設がなされた。だが、興味深いことに設置場所(立地)に注目すると、このうち11校が「市」ではなく「町」もしくは「村」に設置されたことがわかる。この時期になると、公立大学は、かつてのように都市の真ん中ではなく、それ以外に設置場所(立地)が求められ、そこを拠点とする地域開発の中核的役割が期待されるようになってきたわけである⁽¹³⁾。

(13) 吉川卓治「公立大学の戦後史」『IDE 現代の高等教育』第580号、2016年。

そして三つ目には、とくに1990年代以降顕著になってきた高齢者福祉政策などとの関連が指摘できる。1992年に制定された「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」に基づいて関係大学の拡充整備が進められることになった。

おわりに—現在そして未来に向けて—

さて、このように公立大学の歴史をたどってきたとき、公立大学の意義についてどのようなことが言えるのだろうか。

第一に、佐多愛彦や関一の大学論が示すように、もともと公立大学は都市と結びつき、それを背景としながら学問を創造していくことを課題としていた。地域＝都市だったわけである。これに対して、今日では公立大学は都市で設置されるにとどまらず、それ以外の地域にも設置されようになってきた。今後、都市に限らず、より広い地域との結びつきのなかで、公立大学のあり方が問われていくことになるのは間違いないだろうと思われる。

しかし、第二にそれは公立大学に対応が期待されるものが量的かつ質的にも大きく変化することを意味する。例えば、「大阪市を背景とした学問の創造」という考え方においては近代社会に登場してきた都市の特殊性を踏まえて問題が扱われたと想像できるのだが、設置場所が都市に限らないとなると、扱うべき問題の幅がさらに広がってくるのは明らかである。となると、大学は少数の限定的な学問分野だけでなく、さまざまな学問分野から多様な知恵を集め、総合化していくことがより必要になってくるのではないだろうか。

公立大学に期待される役割が設置場所（立地）や「設置区域としての地域」の特質に規定されて質的に変化することも間違いないと思われる。今日のように、都市部に限らず「町」や「村」が設置場所として選定されるようになったのは、穂積重陳が反面教師として持ち出した「山紫水明の地」に大学をつくってきたイギリスのように、そこが思索に適した静かな場所だから、という理由ではなかった。開発されていないからこそ、そこを拠点としてこれからはなされるべき地域開発を期待してのことだった。

なお、このことにかかわって付け加えておきたいのは、地域振興で役割を果たすのは必ずしも公立大学だけの「特権」ではないということである。近年ではとくに地方にある国立大学の「地域化」とでもいうべき地域貢献への志向が強まっている。こうした国立大学とのすみ分けや違いをどう鮮明にしていくのか、という課題が今後さらに切実になっていくのではないと思われる。

そして第三に、公立大学が以上のような期待に応えるには、目先の課題やその地域だけに閉じこもるような狭い視野にとどまっていたは難しいだろうと考える。冒頭で参照した寺崎講演には「大学の国際的・国家的性格と地域・都市の限定的性格との矛盾の克服」という課題は、学問や教育の「質」における勝負しかないのではないか、という指摘を見出すことができる。まったくその通りだろうと思う。それを自分なりに敷衍すると、求められているの

は、限定的な対象のなかに普遍をみる、あるいは反対に普遍のなかに固有をみいだす、ということなのではないか、と思われる。

佐多が府立の大阪医科大学に「労働生理学」や「衛生学視察」の授業を開設したのは、都市の発展に資することを第一義的な目的としたためではあったが、大阪市という限定的な地域で暮らし働く労働者の衛生問題などの解決のために、普遍性を有する医学的知見の適用と発見を意図したものだ。こうした限定性と普遍性をつなぐ作業は、目の前にある課題に対して、ともすればもどかしい迂遠な方法にみえることがあるかもしれない。しかし、長い目で見たとき、それが実は有効な方法だったと理解されるのではないか。たやすく手に入る解決策は、往々にしてすぐに役立たなくなってしまうからである。

そして、こうした作業は、大学に所属する教員がその専門性を主体的に発揮することを通してしかなされないものであることも確認しておかねばならない。それゆえに大学教員には「学問の自由」が保障されねばならず、それだけ重い責任を負って教育研究に取り組んでいかねばならないと考えられる。

(よしかわ たくじ・名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授)